

1 水質汚濁防止法の概要

(1) 目的（第1条）

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

(2) 定義（第2条他）

この法律で使われている主な用語の定義は次のとおりです。

- ア 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等公共の用に供される水路（下水道終末処理場に流入するものを除く。）
- イ 特定施設：有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるもの（別表1参照）
- ウ 特定事業場：特定施設を設置する工場又は事業場
- エ 有害物質：人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（別表3参照）
- オ 指定地域特定施設：指定水域（東京湾）の水質にとって生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設（別表1参照）で、指定地域に設置されるもの
- カ 指定地域：指定水域の水質汚濁に関係がある地域として指定水域ごとに政令で定める地域
- キ 指定地域内事業場：指定地域内にある平均排水量 50m³/日以上 の特定事業場
- ク みなし指定地域特定施設：湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域内に設置されるもので、生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるもの（別表1参照）
- ケ 指定施設：有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
- コ 指定事業場：指定施設を設置する工場又は事業場
- サ 指定物質：有害物質及び貯油施設等の対象となる油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（別表4参照）
- シ 貯油施設等：重油その他の政令で定める油（別表2参照）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設（特定施設を除く。）で、政令で定めるもの（別表2参照）
- ス 貯油事業場等：特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するもの

- セ 有害物質使用特定施設：特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。）
- ソ 有害物質使用特定事業場：有害物質使用特定施設を設置する特定事業場
- タ 有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設
- チ 排 出 水：特定事業場から公共用水域に排出される水
- ツ 汚 水 等：特定施設から排出される污水又は廃液
- テ 特定地下浸透水：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る污水等（これを処理したものを含む。）を含むもの

（３）排出水の排出の規制

ア 排出水の濃度規制（第３条、第１２条）

特定事業場から公共用水域に排出される水（排出水）には有害物質等 43 項目にわたり、全国一律の排水基準（一律基準）が定められています。

また、この一律基準では、水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、都道府県条例で一律基準より厳しい基準（上乘せ基準）が定められることになっています。

千葉県では、その規定に基づいて一部項目について上乘せ基準を設定し、排水規制を実施しています。

イ 総量規制（第４条の５、第１２条の２）

指定地域内事業場に対してアの濃度規制に加えて排出水の汚濁負荷量の総量について規制基準が定められています。

（４）特定地下浸透水の浸透の制限（第１２条の３）

有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は禁止されています。なお、「有害物質を含む」とは、環境省令で環境大臣が定める方法により汚染状態を検定した場合に検出されることが定められています。

（５）事業者の義務

特定施設を設置し、工場・事業場から排出水（生活排水、雨水を含む。）を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者には次のような義務が課せられています。

（詳細は次章（P6～9）を見て下さい。）

ア 特定施設等の設置等に当たって届出をすること。

- ① 特定施設等の設置の届出（第５条第１項～第３項）
- ② 特定施設等の使用の届出（第６条第１項又は第２項）
- ③ 特定施設等の構造等の変更の届出（第７条）
- ④ 氏名の変更等の届出（第１０条）
- ⑤ 特定施設等の使用廃止の届出（第１０条）
- ⑥ 承継の届出（第１１条）
- ⑦ 汚濁負荷量測定手法の届出（第１４条第３項）

イ 排水基準、総量規制基準の遵守及び有害物質を含む特定地下浸透水を地下へ浸透させないこと。(第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 3)

ウ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法の遵守 (第 12 条の 4)

エ 事故時の措置 (第 14 条の 2)

① 応急の措置

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等において、特定施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質等を含む水が若しくはその汚染状態が第 2 条第 2 項第 2 号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質等を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質等を含む水の排出又は有害物質等を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じなければならない。

② 事故時の措置に係る届出

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、上記の事故があったときは、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届出なければならない。

オ 排出水の汚染状態、汚濁負荷量及び特定地下浸透水の汚染状態を測定し、記録し保存しなければならない。(第 14 条第 1 項、第 14 条第 2 項)

カ 排水口の位置等、排出水の排出方法を適切にすること。(第 14 条第 4 項)

キ 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずること。(第 14 条の 4)

ク 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を点検し、記録し、保存すること。(第 14 条第 5 項)

ケ 異常な渇水等により、公共用水域の水質汚濁が著しくなった場合には、その改善を図るため市長の命令に従わなければならない。(第 18 条)

(6) 行政権限

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、市長には、次の行政権限が認められています。

ア 計画変更命令 (第 8 条、第 8 条の 2)

イ 改善命令・一時停止命令 (第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3)

ウ 事故時の応急措置命令 (第 14 条の 2 第 4 項)

エ 地下水の浄化に係る措置命令 (第 14 条の 3)

オ 緊急時の措置命令 (第 18 条)

カ 報告及び検査 (第 22 条)

(7) 罰則

次表のとおり罰則が規定されています。

適 用	罰 則	
① 計画変更命令等に違反した場合。	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金。	30 条
② 一時停止命令又は改善命令等に違反した場合。		
③ 地下水の浄化措置命令に違反した場合。		
④ 排水基準に違反した場合。	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金。 (過失で排水基準違反をした 場合は 3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金。)	31 条
⑤ 事故時の応急措置命令に違反した場合。		
⑥ 緊急時の措置命令に違反した場合。		
⑦ 特定施設の設置又は構造等変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金。	32 条
⑧ 特定施設の使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。	30 万円以下の罰金。	33 条
⑨ 工事の実施制限期間に違反した場合。		
⑩ 排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録等をせず、又は虚偽の記録をした場合。		
⑪ 指定地域内事業場において、汚濁負荷量の測定及びその結果の記録等をせず、又は虚偽の記録をした場合。		
⑫ 市長に求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。		
⑬ 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合。		
⑭ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設であって、施設の点検などの結果の記録等をせず、又は虚偽の記録をした場合。		
⑮ 氏名等変更、特定施設使用廃止、承継及び汚濁負荷量の測定手法の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。	10 万円以下の過料。	35 条

備考：表の①～⑭に該当する場合は、行為者のみでなく事業主である法人又は人に対しても併せて罰金が科せられます。(両罰規定)

(8) 関係法令等

水質汚濁防止法の関係法令等としては、次のようなものがあり、これら法令等に基づく施設設置・変更等に際して基準等がかかることがありますので、この遵守等に留意してください。

ア 法律

- ① 湖沼水質保全特別措置法
- ② ダイオキシン類対策特別措置法
- ③ 浄化槽法
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑤ 建築基準法
- ⑥ 下水道法
- ⑦ 化製場等に関する法律

⑧ 消防法

⑨ 土壤汚染対策法

イ 条例

① 千葉市環境保全条例

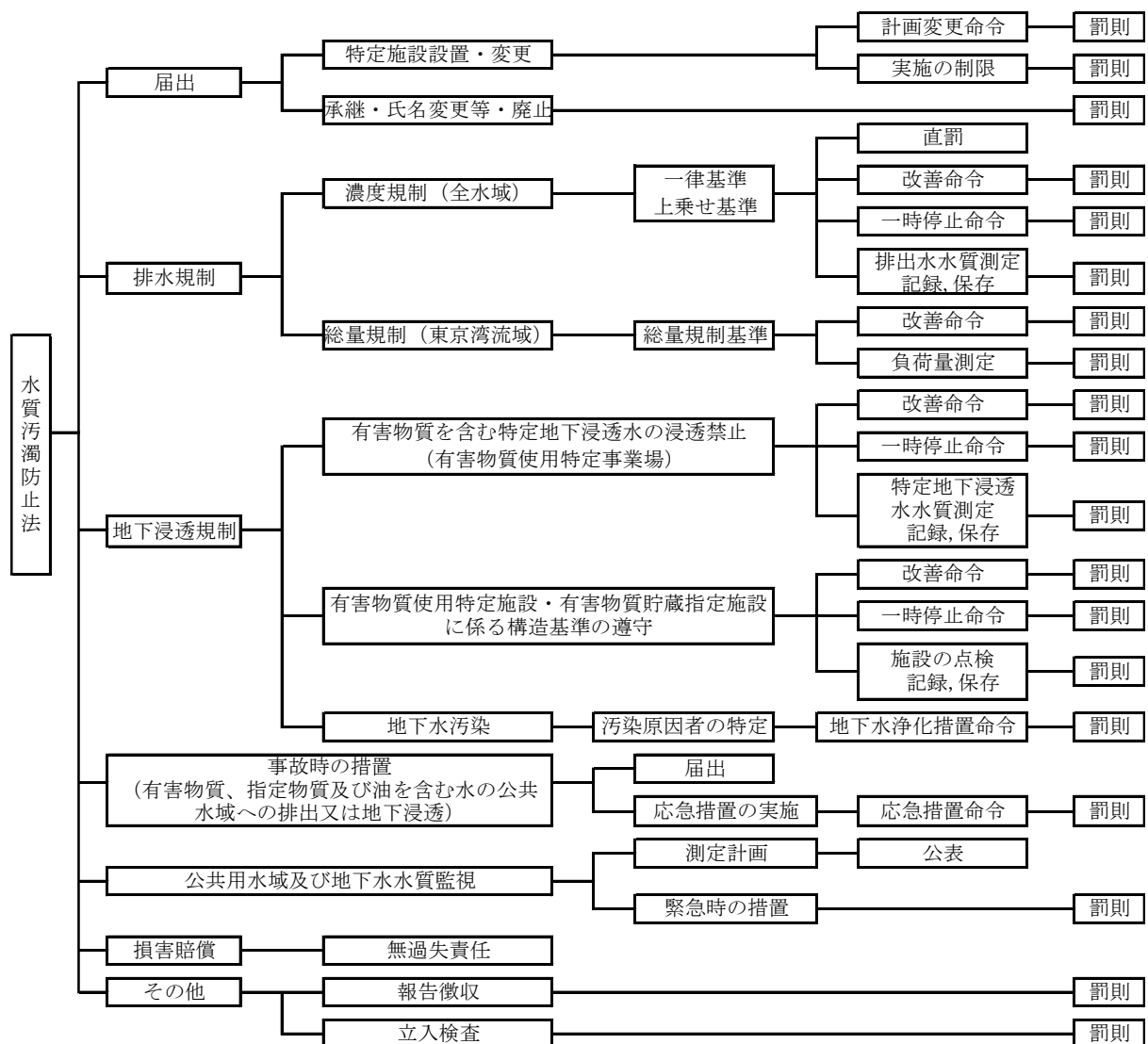
② 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(千葉県 上乗せ条例)

③ 千葉県排水水質及び特定地下浸透水の汚染状態の測定回数を定める条例(千葉県 上乗せ条例)

ウ 要綱

① 千葉市小規模事業場に係る水質汚濁防止に関する指導要綱

(参考) 水質汚濁防止法体系図



2 事業者の義務

(1) 特定施設設置等の届出

水質汚濁防止法により定められた特定施設（別表1）を設置し、公共用水域に排水を排出するもの又は地下に特定地下浸透水を浸透させるものは、次のア～キの届出をしなければなりません。届出書の提出部数は2部です。届出の義務を怠った場合、又は虚偽の届出をした場合は罰則が適用されます。

但し、有害物質の使用及び貯蔵がなく、下記①～③に該当する場合は届出の必要はありません。

- ① 当該工場、事業場からの排水（生活排水、雨水等を含む。）が全くないもの。
- ② すべての排水（生活排水、雨水等を含む。）が、合流式の終末処理場に接続する下水道に流入するもの。
- ③ すべての排水（生活排水、雨水等を含む。）が、別の工場・事業場に流入したり、複数の工場・事業場の排水を共同で処理する処理場に流入するもの。

（②③の場合は各々、下水道の管理者、排水を処理する工場・事業場、共同処理場の管理者が届出の義務を負うことになります。）

ア 特定施設等設置届出（第5条第1項～第3項）

特定施設を設置し、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者又は地下に特定地下浸透水を浸透させる者は工事着手予定日の60日前までに特定施設設置の届出をしなければなりません。

また、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、同様に工事着手予定日の60日前までに特定施設等の設置の届出をしなければなりません。

届出が受理されたときは、受理書が交付されます。

イ 特定施設使用届出（第6条第1項又は第2項）

従来、特定施設でなかった施設が特定施設に追加指定された場合、既に当該施設を設置（工事中を含む。）し、排水を排出している者、又は地下に特定地下浸透水を浸透させている者は指定された日から30日以内に特定施設使用の届出をしなければなりません。

ウ 特定施設の構造等変更届出（第7条）

第5条第1項～第3項又は第6条第1項若しくは第2項の届出をした者が、以下の事項を変更しようとする場合は工事着手予定日の60日前までに、特定施設の構造等の変更の届出をしなければなりません。

- ・ 特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法（下水道に接続した場合を含む。）
- ・ 排水の汚染状態及び量、排水に係る用水及び排水の系統、特定地下浸透水の浸透方法、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統

エ 氏名等の変更、特定施設の使用廃止届出（第10条）

第5条第1項～第3項又は第6条第1項若しくは第2項の届出をした者は、氏名、名称、所在地等に変更があった場合又は特定施設の使用を廃止した場合は、それぞれ変更、廃止の日から30日以内に氏名等の変更、使用廃止の届出をしなければなりません。

オ 承継届出（第 11 条）

第 5 条第 1 項～第 3 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の届出をした者から、当該特定施設を承継した者は、承継の日か 30 日以内に特定施設の承継の届出をしなければなりません。

カ 汚濁負荷量測定手法届出（第 14 条第 3 項）

指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ汚濁負荷量の測定手法を届出なければなりません。また、届出に係る測定手法を変更する場合も同様です。

キ 事故時の届出（第 14 条の 2）

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、事故により有害物質等又は指定物質を含む水若しくは油を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届出なければなりません。

特定施設等に関する届出一覧表

該 当 条 項	種 類	期 限
第 5 条第 1 項、第 2 項、第 3 項	設置の届出	工事着手予定日の 60 日前まで
第 6 条第 1 項、第 2 項	使用の届出	特定施設となった日から 30 日以内
第 7 条	構造等変更の届出	工事着手予定日の 60 日前まで
第 10 条	氏名等変更の届出	変更の日から 30 日以内
第 10 条	廃止の届出	廃止の日から 30 日以内
第 11 条	承継の届出	承継の日から 30 日以内
第 14 条第 3 項	測定手法の届出	汚濁負荷量の測定義務が生じる前日まで
第 14 条の 2	事故の届出	すみやかに行うこと

（２）排水基準の遵守等

公共用水域に排水を排出する者は、排水基準（排水水の濃度規制）を遵守しなければなりません。

また、指定地域内事業場は総量規制基準も遵守しなければなりません。

ア 排水基準

排水基準は、排水水の汚染状態について有害物質（カドミウム等 28 物質）と有害物質以外の項目（水素イオン濃度等 15 項目）（別表 3 参照）について、それぞれ許容濃度が定められています。排水基準には、水質汚濁防止法により全国一律に定められた基準（一律基準）と、一律基準では水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、同法の規定により都道府県条例で定められた一律基準より厳しい基準（上乘せ基準）とがあり、千葉県では上乘せ条例を設定しています。

特定事業場に適用される排水基準は、別表 5 のとおりです。

なお、有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず、すべての特定事業場に適用されます。

また、排水基準は、業種、排水量、設置時期及び排出する水域により異なりますので注意してください。

イ 総量規制基準

指定地域内事業場のみ対象となります。詳しくは、千葉県ホームページ

【<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/haisui/koujou/souryou/>】を参照してください。

(3) 有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止（第12条の3）

すべての有害物質使用特定事業場の設置者は、特定地下浸透水について有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により汚染状態を検定した結果、有害物質が検出された場合は、その水を地下に浸透させてはいけません。（別表6の要件を参照）

(4) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造基準の遵守（第12条の4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く）は、有害物質を含む水の地下浸透の防止のため、構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。また、使用の方法、使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領を作成しなければなりません。

(5) 事故時の措置（第14条の2）

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、事故により有害物質等又は指定物質を含む水若しくは油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透した場合は、ただちに有害物質又は油を含む水の排出、又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

(6) 排水水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定等（第14条）

ア 水質検査の実施及び記録の保存（第14条第1項）

排水水を排出し、又は特定地下浸透水を地下へ浸透させる者は、環境大臣が定める検定方法で排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を次の様式による記録表により記録し、3年間保存しておかなければなりません。〔検定方法 排水水：昭和49年9月30日（環告64）特定地下浸透水：平成元年8月21日（環告39）〕

測定項目及び頻度は、千葉県では上乗せ条例を設定しており、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち様式1別紙4により届出たものについて日平均排出量が30m³以上のものは、3月に1回以上、日平均排出量が30m³未満のものは年1回以上と定められています。その他のものについては必要に応じて行うこととされています。また、特定地下浸透水の測定頻度については3月に1回以上行うこととされています。

様式第8（第9条関係）

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目					備 考
	名 称	排水量(m ³ /日)									

1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

イ 汚濁負荷量の測定及び記録の保存（第 14 条第 2 項）

指定地域内事業場にあつては定期的に特定排出水に係る汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し 3 年間保存しておかなければなりません。詳細は、千葉県ホームページ【<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/haisui/koujou/souryou/>】を参照してください。

ウ 排水方法の適正化（第 14 条第 4 項）

排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質汚濁の状況を考慮して、排水口の位置その他排出水の排出方法を適切にしなければなりません。

エ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の点検（第 14 条第 5 項）

有害物質使用特定施設（特定地下浸透水を浸透させる者を除く）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設を点検し、その結果を記録し 3 年間保存しておかなければなりません。

（7）地下水の水質の浄化に係る措置命令等（第 14 条の 3）

特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため当該特定事業場の設置者（地下浸透があつたときの設置者を含む。）に対して、相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置をとることが命ぜられます。